

# 公金の債権回収業務における 民間委託の活用に関する総務省の取組

総務省

行政管理局 公共サービス改革推進室

# 本日の講演内容

1. 地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』  
～官民連携にむけて～（平成25年3月）

委託可能な範囲に関する整理

2. 地方公共サービス小委員会報告書（平成26年3月）

試行自治体における公金債権回収業務民間委託の実施結果

3. 地方公共団体における民間委託の推進に関する調査報告書  
（平成28年1月）

アンケート調査

# 1—1 経緯

## 第1回 地方公共サービス部会（平成18年11月21日実施）

民間委託に関して、地方公共団体から検討要望があったことが報告された  
→監理委員会、地方公共サービス部会で具体的な検討

## 第18回 官民競争入札等監理委員会（平成19年2月14日実施）

「徴収分科会」を設置し、平成19年度から平成20年度にかけて意見交換やヒアリングを実施

## 第1回～第26回 地方公共団体との研究会（平成19年～平成24年）

地方公共団体との意見交換を実施。先進的な民間委託の取組事例や実績の共有など、公金債権回収業務における民間委託の、効果的かつ効率的な実施を検討。



**「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』  
～官民連携にむけて～」策定、公表（平成25年3月）**

## 1-2 概要

「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて～」

第1章 経緯、目的等

✓経緯、位置づけ、概要

第2章 現状

✓用語の定義、主な公金の滞納等状況、業務を取り巻く環境、制度等の整理

第3章 解決の方向性

✓公金の債権回収業務の流れ、担い手となり得る者、

✓公金の債権回収業務官民連携(案)、業務に係る留意点

第4章 今後の課題

第5章 まとめ

# 1-3 第2章「過去の通知の整理」(一部抜粋)

## (保育料) 民間委託が可能である業務の例

### ① 強制処分に当たらない業務についての民間委託の例

- ・滞納者に対する電話や文書による自主的納付の呼びかけ業務(コールセンター業務を含む)
- ・滞納者宅への訪問による自主的納付の呼びかけ業務(収納業務を含む)
- ・コンビニエンスストアによる収納業務
- ・居所不明者に係る住所等の調査業務(近隣住民への任意の聞き取り調査等)

### ② 徴税吏員が行う強制処分(公売・差押え・督促・立入調査等)に関連する補助的な業務についての民間委託の例

- ・インターネットオークションによる入札関係業務
- ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
- ・公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
- ・差押動産(自動車、美術品、ワイン等)の専門業者による移送・保管業務
- ・納入通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の補助業務

### 【留意事項】

相手方の意に反して行う財産調査や差押等の滞納処分については、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような強制処分を包括的に民間事業者に委託することはできない。ただし、当該強制処分に関連する補助的な業務を民間委託することまで禁じられているものではない。

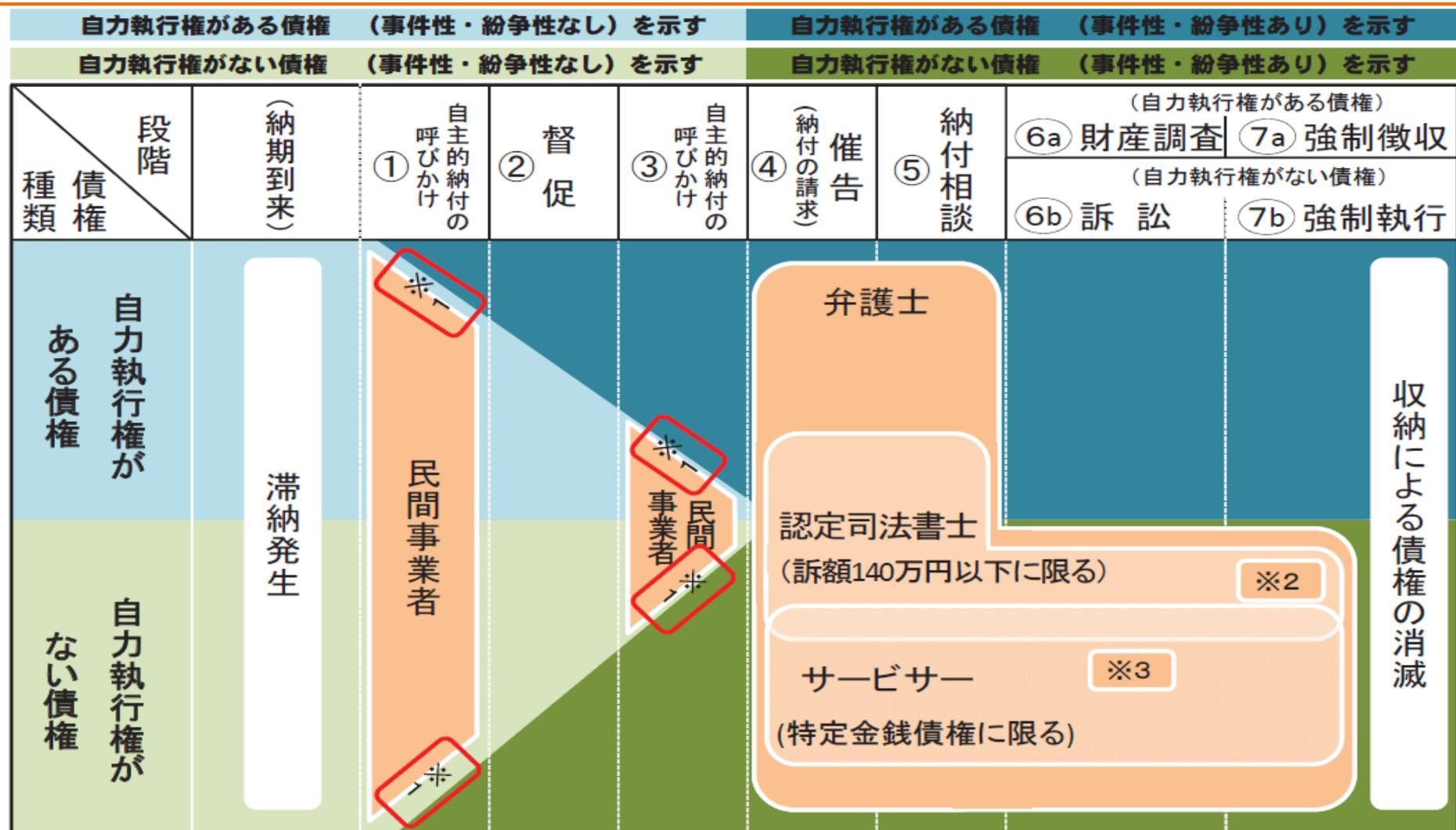
## 1-4 第3章「担い手となり得る者」(一部抜粋)

公務員以外の担い手として民間事業者が挙げられるところ、取扱業務の区分により、民間事業者を整理

区分	納付の請求、納付相談 (法律事務)	自主的納付の呼びかけ、資産調査(※) (非法律事務)
担い手となり得る民間事業者	<p>弁護士</p> <p>認定司法書士 (訴額140万円以下に限る)</p> <p>サービサー (特定金銭債権に限る)</p>	<p>一般民間事業者 ※下記以外の者</p> <p>(非法律事務は、債権額に制限なし)</p> <p>(非法律事務は、債権種類に制限なし)</p>

※「資産調査」とは、強制力のない任意の調査を指し、前掲「財産調査」のような強制力のある調査は含まない

# 1-4 第3章「公金の債権回収業務 官民連携(案)」(一部抜粋)



※1 事件性・紛争性が生じた際には、一般民間事業者は適切に発注者に引継がなければならない。  
 ※2 少額訴訟債権執行に限る。 ※3 訴額140万円超の場合には弁護士追行しなければならない。

## 2. 公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

### 目的

- ①地方自治体において公金の債権回収業務を民間委託する場合、多大な事務負担がかかることが想定されることから、民間委託を試行する自治体(試行自治体)を募集し、内閣府において必要な支援を行うことで、**自治体の事務負担の軽減**を目指す。
- ②事業の実施状況を踏まえ、評価を行うとともに、**論点整理、好事例の収集等**を実施し、**より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデルの提案**を目指す。

### 選定

公募の結果、全国で**11団体**を選定(平成25年2月)  
稲敷市(茨城県)、伊万里市(佐賀県)、北本市(埼玉県)、岐阜県、静岡県、千葉市(千葉県)、  
栃木県、長野県、姫路市(兵庫県)、八尾市(大阪府)、湯河原町(神奈川県)

### 実施

試行自治体で実施(平成25年度～)  
○債権回収業務の民間委託  
○民間委託による自主的納付の呼びかけ  
○滞納整理の業務委託  
○弁護士による職員向け研修 等

【内閣府の支援】  
○債権回収の民間委託における事業者選定に当たり、募集要項、仕様書、評価表等について注意点、法令 解釈等の助言  
○他の自治体の先進事例の例示(民間委託の実施に必要な手順及びスケジュール等)  
○研修講師となる弁護士の紹介 等

### 成果

回収額の確保、回収率の向上、滞納者との接触、他業務への注力、  
困難案件の解決、職員の資質の向上、職員による法的手続の実施 等

### 展開

**地方公共サービス小委員会報告書への反映**  
(平成26年3月)  
「委託に当たってのチェックポイント」や  
「試行自治体等で使われた仕様書等の事例」等を掲載

**HPで各試行自治体の実施結果の公表**  
(平成27年3月)  
多岐にわたる具体的な実施内容を掲載  
すべての試行自治体において26年度も継続実施

**自治体にとって必要かつ有益となる数多くの情報を水平展開**  
→ **より効果的・効率的な債権回収の広域的な推進へ**

## 3-1 アンケート調査(概要)

### <概要>

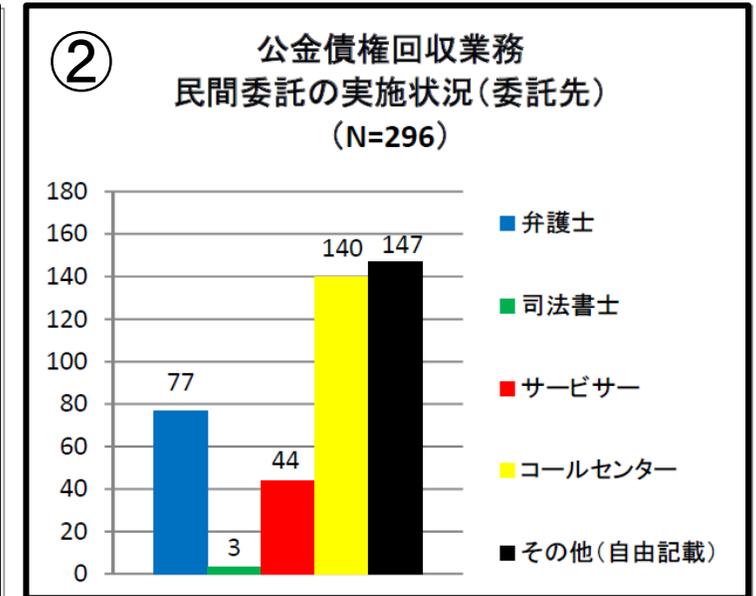
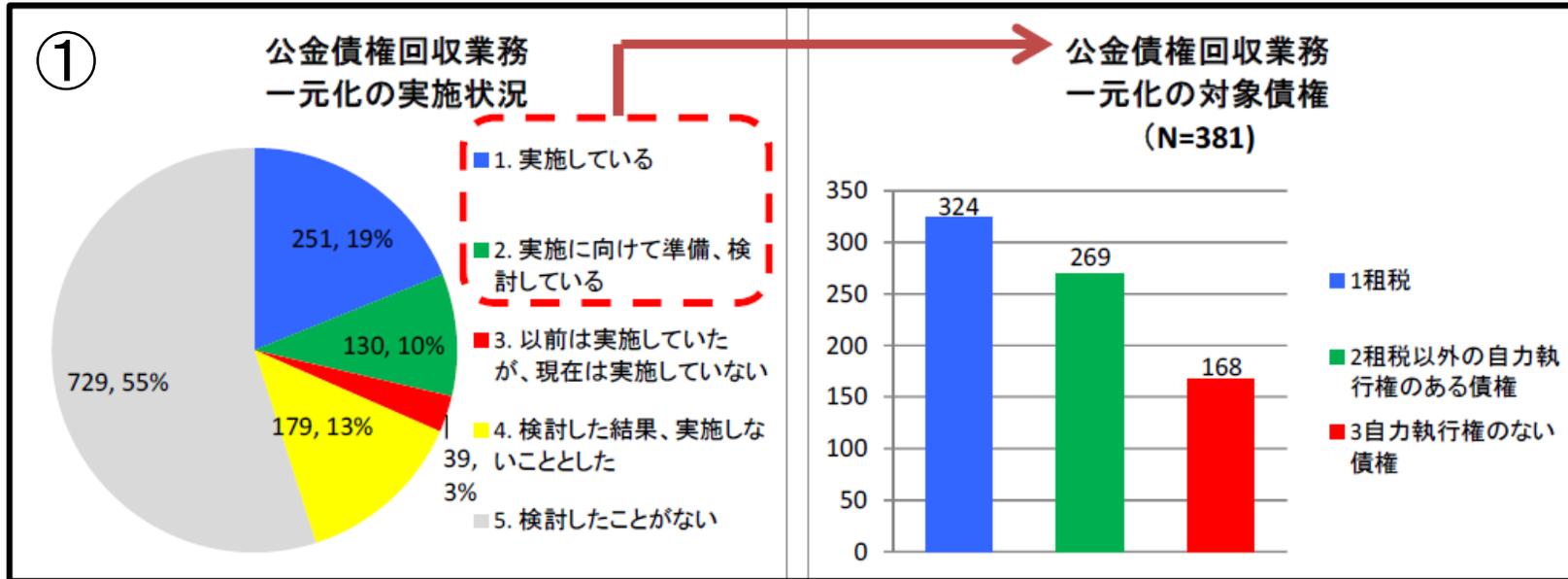
- 調査対象 全市区町村(1,741市区町村)
- 調査期間 平成27年8月から平成27年9月まで
- 回収状況 1,352市区町村(回収率:約77.7%)
- 公金債権回収業務に係る収集データ
  - ①債権監理の一元化の実施状況及び一元化の対象債権
  - ②民間委託の実施状況について
  - ③業務効率化についての取組事例
  - ④業務効率化についてのアイデア、国への要望等

## 3-2 アンケート調査(調査結果)

### ①債権監理の一元化の実施状況及び一元化の対象債権について

### ②民間委託の実施状況について

\*特に、上下水道料金の回収を委託している地方公共団体が多く、検針業務と一体的に委託している事例が多かった。



## 3-3 アンケート調査（調査結果）

### ③業務効率化についての取組事例

→類型化を行った結果、5つの取組が多かった

- I 地方公共団体間の連携による公金債権回収の実施 47団体
- II 公金債権回収の一元化・共有化 37団体
- III 民間委託の活用 25団体
- IV 利便性向上による納付促進 21団体
- V 条例設置等による回収ルールの明確化 13団体

### ④業務効率化についてのアイディア、国への要望等

- ・債権管理一元化のための全公金債権に係る情報共有化の実現 28団体
- ・非強制徴収公債権及び私債権に対する権限の拡大 19団体
- ・取組事例集の公表 10団体

## 3-4 アンケート調査（業務効率化についての取組事例）

### I. 地方公共団体間の連携による公金債権回収の実施

- ✓ 近隣の地方公共団体と連携した回収体制を構築
- ✓ 10を超える自治体が一部事務組合等を設立し、職員が相互に徴税吏員の身分を併せ持ち、協働して滞納整理に取り組む

### II. 公金債権の一元化・共有化

- ✓ 所管課それぞれが管理・回収するのではなく、一元化または情報を共有化
- ✓ 公金債権を有する各所管課が集う会議を定期的に持つことで、お互いの情報共有を行い、必要に応じた連携を図っている

### III. 民間委託の活用

- ✓ コールセンターへの委託による電話対応負担の軽減、徴収業務への注力
- ✓ 弁護士への委託による困難案件の進捗実現

## 3-4 アンケート調査（業務効率化についての取組事例）

### IV. 利便性向上による納付促進

- ✓ コンビニエンスストア等での納付による場所の増設や土日祝及び夜間対応などの対応時間拡大
- ✓ クレジットカードやペイジー等の支払い方法（納付チャネル）の拡充
- ✓ 弁護士やファイナンシャル・プランナーによる納付相談機会の設置等

### V. 条例設置等による回収ルールの明確化

- ✓ 地方公共団体ごとに考え方を整理して、回収ルールを明確にした条例やマニュアルを整備

## 参考資料(ホームページ掲載先URL)

① 地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて～  
(平成25年3月)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000464569.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000464569.pdf)

② 地方公共サービス小委員会報告書(平成26年3月)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo\\_service\\_kaikaku/chiiki/houkoku/chihou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/chiiki/houkoku/chihou.html)

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果について

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo\\_service\\_kaikaku/chiiki/jirei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/chiiki/jirei.html)

③ 地方公共団体における民間委託の推進に関する調査報告書(平成28年1月)

本編1 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000446449.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000446449.pdf)

本編2 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000446450.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000446450.pdf)

資料編 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000446451.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000446451.pdf)

概要版 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000446452.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000446452.pdf)